

令和 7 年度

第 1 回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和 7 年 4 月 30 日

芽室町教育委員会

会議録

令和7年4月30日第1回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階応接・会議室で開催した。

○開会時間 16時00分

○閉会時間 16時30分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥本和宏
委員 福井栄子
委員 松久大樹

○欠席委員 委員 土井槙悟

○出席職員 教育長 程野仁
教育推進課長 坂口勝己
生涯学習課長 江崎健一
教育推進課課長主幹 加藤伸啓
教育推進課給食センター長 側瀬美和
教育推進課教育推進係長 林宏明
教育推進課教育総務係長 金須智秋

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第1号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第5 報告第2号 区域外就学認定の件（非公開）
- 日程第6 報告第3号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）
- 日程第7 議案第1号 芽室町学校教育推進協議会委員委嘱の件
- 日程第8 議案第2号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
- 日程第9 議案第3号 芽室町教育研究所職員委嘱の件
- 日程第10 議案第4号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件
- 日程第11 議案第5号 芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は3名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより、第1回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は松久大樹委員とします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第2「前会議録の承認」についてであります、前会議録について質疑等ございますか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、前会議録のとおり承認いたします。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長 日程第3「教育長の報告」について、まずは私から4点ですが、一つ目は、町内小中学校、1学期がスタートし、順調に進んでいるところです。二つ目は、4月17日に全国学力・学習状況調査を実施したところです。三つ目は、芽室中学校、上美生中学校、芽室西中学校の修学旅行が、順調に終えたところであり、めむろ未来学の一環としての芽室町の魅力発信をリーフレット等を活用しながら行ってきたという報告を受けております。最後4点目は、本日16時30分からトレーシー訪問団の中学生の帰町報告会を行う予定となっております。

そのほか、各課からお願いします。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 (1) 教育推進課所管事業の主なものについて御報告させていただきます。

4月3日、委員各位の御出席を賜り、教職員辞令伝達式を行っております。伝達式の後、各校の校長、教頭、主幹教諭を参考範囲とする「学校経営者会議」を開催いたしまして、本年度の教育行政執行方針を説明しております。

また、4月10日には、本年度最初の小中学校校長会議を開催いたしまして、今年度の事業説明をしております。

9日には、「第12地区教科書採択教育委員会協議会」を開催しております。持ち回りによりまして本年度から本町の教育長が会長職に就任し、協議会の事務局も私ども教育委員会が担うこととなっております。

以上で、報告を終わります。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 3ページからとなります。3月27日に、第7回芽室町社会教育委員会会議、次に、第3回芽室町図書館協議会を行っております。いずれも、任期が今年度の5月31日までとなっておりますので、次回の教育委員会会議で、委員の委嘱に関する議案を提案させていただく予定としております。また、先ほど教育長からもありましたけれども、記載はありませんが、本日、トレーシーからの中学生の町に対する帰町報告会を実施する運びとなっております。

以上です。

○程野教育長 以上、教育長の報告といたします。

この後の会議について、3件の非公開の日程がありますので、非公開の決定をお願いします。

日程第4、報告第1号芽室町奨学金貸付の件、日程第5、報告第2号区域外就学認定の件、日程第6、報告第3号就学指定校変更（学校選択認定の件）については、芽室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定する公開することにより個人の権利を侵害する恐れのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 以上3件、非公開といたします。

○日程第4「報告第1号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」

○程野教育長 日程第4「報告第1号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第5「報告第2号 区域外就学認定の件（非公開）」

○程野教育長 日程第5「報告第2号 区域外就学認定の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第6「報告第3号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）」

○程野教育長 日程第6「報告第3号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）」説明願います。

以下、非公開

◎日程第7「議案第1号 芽室町学校教育推進協議会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第7「議案第1号 芽室町学校教育推進協議会委員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 14ページ、議案第1号について御説明いたします。

芽室町学校教育推進協議会規則に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

初めに、関係例規について御説明いたしますので、16ページをお開きください。協議会規則になります。この協議会につきましては、第1条にありますように、本町の総合的教育諸条件の整備促進や児童・生徒の学力向上を図るため、教育委員会の諮問機関として設置するものであり、具体的には、次の小・中学校配置計画の策定に当たって設置しようとするものであります。

組織構成は、第2条にありますように学識経験者、学校関係者、保護者、PTA代表をもって組織し、教育委員会が委嘱し、諮問に係る審議が終われば解職というような流れとなっております。

15ページにお戻りください。この学校教育推進教育会委員の案であります。15ページの上から、学識経験者については公募による者、そして町内の校長会の代表、地帯の校長の代表、そして各学校校区の保護者の代表、PTA連合の代表につきましては、それぞれ各団体等からの推薦のあった者であります。西村委員から飛田委員までの15名の方を委嘱しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件については、学校配置計画の改定に向けての協議団体ということで、委嘱をしていくということであります。

本件について、質疑等ございますか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第8「議案第2号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第8「議案第2号芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 19ページ、議案第2号について御説明いたします。

芽室町教育支援委員会規則に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。こちらにつきましても、関係例規を先に御説明させていただきますので、21ページをお開きください。

21ページ、教育支援委員会の規則となっております。この規則では、この第1条と第2条において、特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、適切な就学の支援を行うための調査・審議を行うことを目的に、この芽室町教育支援委員会を設置することを定めております。

第3条では、その委員は、医師、学識経験者などから、教育委員会が委嘱する者とし、第4条では、委員の任期は2年と定めております。

20ページを御覧ください。こちらは委員の案でございます。今回は、令和6年度末で委員の任期が満了になったということに伴い、塩田委員予定者から莢田委員予定者までの合計12名の方に、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間を委嘱期間として、委嘱しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 では、本件について異議なしと認め、原案のおとり可決いたします。

◎日程第9「議案第3号 芽室町教育研究所職員委嘱の件」

○程野教育長 日程第9「議案第3号 芽室町教育研究所職員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 23ページ、議案第3号について御説明いたします。

芽室町教育研究所運営規則に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。まず、こちらも関係例規を説明させていただきますので、25ページを御覧ください。芽室町教育研究所設置条例であります。この教育研究所につきましては、第3条に記載の教育に関する専門的事項の調査・研究などを行うために設置するものであり、その職員は、第4条で町立の

小・中学校職員から委嘱することとし、この 25 ページの下段では、芽室町教育研究所運営規則を記載させていただいておりますけれども、こちらの規則の第 2 条で、職員の委嘱は 22 人以内とし、町内小・中学校の推薦をまって教育委員会が行い、任期は 2 年と定めております。

24 ページを御覧ください。職員の案でございます。今回は、令和 6 年度末をもって、これら職員が全て任期満了となったことから、吾妻校長から渡邊教諭までの委嘱予定者 9 名を、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間を委嘱期間として委嘱しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なしと認め、原案の通り可決いたします。

◎日程第 10「議案第 4 号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 10 「議案第 4 号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 26 ページ、議案第 4 号について御説明いたします。

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。こちらにつきましても、先に關係例規を御説明させていただきますので、33 ページを御覧ください。学校運営協議会の設置等に関する規則であります。まず、協議会の役割になりますけれども、1 ページ進んでいただきまして、34 ページの下段の第 7 条の第 1 項第 1 号、(1) のところですけれども、教育目標及び学校経営計画、そして第 2 号、(2) のところですけれども、教育課程の編成に関する基本方針などについて承認をいただくほか、第 2 項に記載にありますように学校の運営に関することについて、意見を述べることのできる組織となっております。

委員の構成につきましては、33 ページにお戻りいただきまして、33 ページの下段の第 3 条のところ、委員につきましては 15 人以内、ただ二つ以上の学校について一つの協議会を設置する場合、具体的に言うと、上美生の例がそうですけれども、こちらにつきましては 20 人以内としまして、校長の推薦を受けて、地域住民の方でありますとか、保護者、校長、教職員などから、教育委員会が任命するということになっております。

任期につきましては、34 ページの第 4 条にありますとおり、1 年間と

し、再任は妨げないとしております。

それでは、27 ページを御覧ください。27 ページは、芽室小学校の学校運営協議会の委員の案でございます。これ以降、各小・中学校の協議会の名簿の案を添付しておりますけれども、先ほど御説明させていただいたように、28 ページの上美生小学校・中学校につきましては、二校で一つの協議会としておりますので、合計で六つの協議会で、合計 82 名の方に本年 4 月 1 日から 1 年間を委嘱期間とし委嘱しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なしと認め、原案のとおり可決いたします。

◎日程第 11 「議案第 5 号 芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第 11 「議案第 5 号 芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 37 ページ、議案第 5 号について御説明いたします。

37 ページから 1 ページ進んでいただきまして、38 ページを御覧ください。説明欄にありますように、物価高騰による食材費上昇のため、給食 1 食当たりの金額の見直しのため、芽室町学校給食センター条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

改正の趣旨等につきましては、2 月 7 日開催の令和 6 年度第 14 回教育委員会会議において、令和 7 年度の芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申出の件の際に御説明させていただいたところでありますけれども、今回は、これらに基づく関係例規を改正しようとする提案でございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、39 ページを御覧ください。

新旧対照表 39 ページになります。第 6 条の 4 で定める学校給食費の額について、小学校にあっては、現行の 254 円から 25 円増額の 279 円に、また、中学生にあっては、現行の 304 円から 30 円増額の 334 円にそれぞれ改定しようとするもので、附則として、この規則は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用しようとするものであります。

なお、子育て世代の負担軽減のため、これらの増額分は保護者への転嫁ではなく、町費負担とするものといたしまして、前回、令和 2 年度の改定の際には、小学生、中学生ともそれぞれ 22 円を増額しておりますけれども、

その 22 円についても、保護者に負担転嫁しなかったことから、今回の改正に伴う町の負担の合計といたしましては、小学生の分では 1 食当たり 47 円、中学生につきましては 52 円、それぞれ町負担というような内容となっております。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 では、本件について、異議なしと認め、原案のとおり可決いたします。

今後の日程をお願いします。

○事務局 5 月の教育委員会会議につきましては、5 月 26 日月曜日、15 時から行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上になります。

○程野教育長 以上で、第 1 回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 松 久 大 樹